

○茂木委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 きょう、朝から同僚議員と舛添大臣の消えた年金問題についてのやりとりを聞いて、本当にあきれてしまいます。

今、長妻議員がおっしゃったサンプル調査の問題、紙台帳、原簿とコンピューターの記録の照合の問題、これは、ことしの二月から十カ月間ずっと民主党が要望し続けていることじゃないですか。最初から民主党は言っているんですよ。サンプル調査をして、台帳とチェックをして実態を把握しないと解決できるめどが立たないですよ、そういうことを言っているにもかかわらず、実態調査はしない、サンプル調査もすぐにできるはずなのに、やらない、やらない、やらない、やらないと逃げ続け、本当だったら、今明らかになっていることは選挙前にわかっていることじゃないですか、ちょっと調査をしたら。それを、消えた年金が明らかになってからも隠ぺいをし続け、逃げ続け、あげくの果てに、最後の一円まで払いますとか、そういう、ある意味で非常に無責任な約束をして選挙を戦い、こういうことは本当に許せません。

私のもとにも、何百人もの消えた年金の被害者から、メール、手紙、電話の相談がたくさん来ました。その方々の切なる思いを振り返ると、今回の、心意気だった、意気込みだったというような舛添大臣の発言、それで済む問題ではありません。

先ほど舛添大臣は、財源にも限りがあるとか、そういうことをおっしゃいました。でも、忘れてもらっちゃ困ります。保険料を払っているんですよ。保険料を払ってその年金をもらえるのは権利なんですよ。幾ら財源がかかろうが、受け取った保険料に対して年金を払うのは国の責任じゃないんですか。これでは、四割の名寄せができない方々あるいは二割の九百四十五万件もの特定が困難になる方、この方々にとったら、まるで年金泥棒、年金詐欺、国家による振り込め詐欺じゃないですか。

七月の参議院選挙の際、自民党はどういうチラシをまいていましたか。「ご安心ください!!あなたの年金は大丈夫です!!」「この五千万口は消えたのではありません。」と。九百四十五万件、確定できないんだったら、事実上消えたも同然じゃないですか。民主党は消えた、消えたとうそをつく、消えていませんといいまくったけれども、特定困難ではないですか。おまけに、今後一年で政府・与党は問題解決、全額支払い、民主党は期限の明示もなく、無責任だと。

私は舛添大臣に申し上げたいのは、これは、来年三月までに一人残らず名寄せをする、そして、全額支払いというチラシを見て、話を聞いて、涙を流して喜ばれた被害者がおられるんですよ。その方々に対して、大臣、やはり期待を持たせ過ぎた、軽々しく言い過ぎたということで、一言謝罪をしてほしいと思います。

○舛添国務大臣 私は、一人一人の年金をきちんと取り戻していく、きちんと記録を解明していく、そして、昨日発表したのはその途中経過でありまして、残された千九百七十五万件についても、また一八・五%に当たる九百四十五万件につきましても、今後あらゆる手段を使って解明すべく努力を続けていく、今より以上の熱意を持って、率先してこの作業に邁進する、そして、そのことによって国民に対する責めを果たしたい、そういうふうに思っております。

○山井委員 舛添大臣、申しわけありませんが、そのような答弁を聞いても、もう国民はだれも舛添大臣の言うことなんか信用しませんよ。どうせ、やるやると言っただけでふろしきだけ広げて、できなかつたら、あれは公約じゃない、意気込みだったと。大臣の発言というのはそんなに軽いんですか。

私、本当に許せないのは、お金持ちの一部の方はもしかしたら別かもしれませんが、年金というのは国民の老後の命綱なんですよ。そのために一生懸命働いて、そのためにこつこつ保険料を払い続けてきたんじゃないですか。そのことに関してこれだけ無責任な態度、これは私は許すことはできません。ぜひとも今後もこの問題を取り上げたいと思います。

時間があと少ししかありませんので、薬害肝炎の問題に移りたいと思います。

この問題も同じなんです。年内に全面解決をするという勇ましい、ある意味でありがたい答弁をいただいております。しかし、まさかこれも、そういう気持ちで言ったんだ、意気込みを語っただけだ、そういうことでは済ま

ないんです、これは。患者の方々、被害者の方々の命がかかっております。

お配りした資料の中にグラフがあります。前回の質問でも申し上げましたので繰り返しは言いませんが、あしたの午後、和解骨子案が出ますが、今のままでは、東京地裁の、ごく限られた範囲でしか救済がされません。そして、原告の方々は、それではのめないということを既におっしゃっておられますから、舛添大臣、このままでは、あしたの午後、原告が和解案をのめなくて、和解が不成立になることはほぼ確実であります。そういう非常に深刻な状況に今陥っております。

そんな中で、きょうお配りをさせていただきましたが、お二方が提訴をされました。

お一人は御遺族の方であります。お母様が、ことし一月に八十四歳でお亡くなりになりました。そして、十二月十日に病院からフィブリノゲンの投与を、四百十八人のリストに入っていたということを知らされたわけです。御本人は、二十年前に心臓の手術をして、輸血で感染したのかなと思っていた。少し動いたらしゃがみ込み、すぐに疲れられるということで、肝炎発症後、非常に御苦勞をされたということでもあります。

御長男の方からのコメントを読み上げさせていただきます。

裁判をしても、母はもう帰ってきません。しかし、これまで「肝炎は仕方がない」と思っていました、母の被害が薬害であることを知りました。肝炎にさえならなければ、母はもう少し楽な老後だったと思います。もう少し楽しい老後を過ごせたのではないかと思います。

母と同じような被害を受けた人が、命を失い、命を失おうとしている人が、投与時期によって救済されたりされなかったりするのとは絶対におかしい。本人が選んだ薬ではない。知って使った薬ではない。本人には何の責任もないのです。線引きのない救済を望みます。

とおっしゃっています。

そして、もう一方、御本人の御了承を得て、お写真を出させていただきます。昨日、実名公表をされました七十歳の吉田忠人さんであります。

今、肝臓がんでお苦しみになっておられます。この方は、四十九歳のときに、二十一年前に手術をして、その手術の際にフィブリノゲンを投与されました。そして、その後、血清肝炎で一カ月入院をされましたが、その後、平成十三年に肝臓がんが発症して治療、そして、十七年には再発して再治療という状況であります。

舛添大臣、昨日、この方がなぜ実名公表をされたのか。それは、このまま救済されないのは絶対おかしい、命をかけてでもこのことを訴えたいという思いからであります。

この方のコメントも読み上げさせていただきます。

私がフィブリノゲン製剤を投与されたのは、一九八六年十月です。東京地裁判決を基準とすれば、私の被害は救済されます。しかし、私だけが救済されても、他に切り捨てられる被害者がいれば、薬害肝炎の解決にはなりません。今日、私は、残された命を賭けても解決しないといけないと考え、実名を出して闘うため会見に臨みました。

私は、現在、肝がんの状態です。今年の九月、主治医の先生から、もはや、私の肝がんに対する治療法はないと宣言されました。

いつまで生きていられるのかわかりません。

私は、命を賭けて訴えます。薬害肝炎は、早期解決しなければ、亡くなる人がこれからもどんどん出てきます。薬害肝炎の全面解決の、総理の決断を、切望します。

そして、昨日も、私、この御本人さんとお話をしましたが、こうもおっしゃっておられます。

今回の訴訟で救済するのは、何年の何月何日から何月何日までというふうな投与に限るのは絶対おかしい。同じ命の重さを持っている人間で、同じ薬害に遭っているなら、線引きをしない、全員救済が政治であり国の責任だと思う。大臣、総理の政治決断で解決してほしいことを強く望むということをおっしゃっておられました。

簡単にまとめますと、御存じのように、原告の方々は、自分たちがお金が欲しいということでやっておられる裁判じゃないんです。うなずいてくださっていますが、前回も言ったように、だれかが矢面に立って訴訟でもしないと、国会も動かない、三百五十万人に対する医療費助成も行われないということで、やむにやまれない思いで代表者として原告の方々は訴訟をやっておられるわけです。

そして、ですからこそ、一人一人の額は小さくていいとおっしゃっているんですよ。下げてもいいと。だから、線引きをせずに、いつが提訴時期なのか、製剤、年代で切らないでほしいとおっしゃっています。ですから、これは、一人一人の額を下げてもいいとおっしゃっているんですから、財源の問題じゃないわけです。

そして二番目。そういう線引きをしたならば、今回、新たに訴訟がふえたように、線引きされた方はどんどん訴訟されますよ。この問題は永遠に続きますよ。全面解決なんかできません。

そして、今問題になっている百数十人の方々の薬害の全員救済、これからの、未提訴の方々も含めて、こういう薬害の方々に対する救済ができなくて、三百五十万人もの、これから予防接種、輸血、もちろんこの予防接種や輸血の方々には立証が難しいですから、賠償なんということはおっしゃっておられません。そうじゃなくて、医療費助成をせめてやってほしい。その与野党の協議も始まっています。

でも、こういう一般の、三百五十万人に対する対策も、やはりこの薬害肝炎の解決なくして進まないんですよ。ある世論調査では、八八%の方が、線引きをしない全員救済に賛成ということをおっしゃっておられます。今や原告のみならず、国民全体の声が、線引きをしない全員救済だと思います。

舛添大臣にお伺いしたいと思います。

患者の方々も、命をかけて今この問題に取り組んでおられます。死期が迫った方も、原告として名乗り出て、必死で訴えておられます。舛添大臣としても、全面解決年内とおっしゃった以上は、政治生命をかけてこの問題に取り組む、そういう御決意を聞かせていただきたいと思います。

○舛添国務大臣 まず、今新たに二名の方、一人は御遺族だと思いますが、委員がおっしゃいました。私は、やはり、そういう方々の気持ち、これが原点でこの問題に対応すべきである、そういう思いで一貫してまいりました。

そして、薬害である。これは、またこういう問題を起こした、二度とこういう問題を起こしてはいけない、そういう意味で、薬事行政は、これは責任がある。責任があるものについては、謝罪し、償うべきはきちんと償わないといけない。

そういうことで、あした、委員がおっしゃったように、大阪高裁の和解案の提示がある予定でありますけれども、きょうこの段階におきましても、精力的に、いい形で和解案を出していただけるように、これは、中身は裁判長に言うなど言われていますので申し上げますが、努力を重ねているところであります。

そしてまた、総理は公務の御都合で原告の方々にお会いできず、副長官がお会いになりましたけれども、私は、原告の方々にお会いしたその声を生にお届けしておりますし、総理とも緊密に協議をしております。そして、総理からは、厚生労働大臣の責任において、きちんと一日も早く問題を解決しろという指示が出ておりますので、全力を挙げてこの問題の解決に邁進いたしたいと思います。

○山井委員 まさか、年内全面解決は意気込みであって、公約ではなかったとか、後でおっしゃることは絶対ないようにしていただきたい。

そこで、先ほどの郡議員や菊田議員の質問にありましたが、大臣がおっしゃっていることは言行が一致していないんじゃないか、これが今国民が心配していることなんです。

これだけ、年内全面解決とおっしゃっているということは、舛添大臣、今までこの大阪高裁の裁判長と、直接、電話でもするなり会うなりして、被告としての国の意思、幅広く救済したいんだということや、そういう大臣の年内全面解決という意思があるんだということをお伝えになっているんでしょうか。

要は、大阪高裁は、国は東京地裁基準でないとのまないという理解のもとで、原告がのめない和解案を今出そうとしておりますのは、これはもう周知の事実です。大臣、今まで一本でも電話でしゃべったことがあるのか。もししゃべったことがないのであれば、あと一日時間がありますから、ぜひ直接話をして、高裁のリーダーシップではなく大臣のリーダーシップとして、政治決断としてこの問題を解決してほしいと思います。

○舛添国務大臣 細かい交渉のプロセスについては一切口外しないようにという裁判長の厳命であります。そして、先ほど申し上げましたように、私の意思は確実に、きょうこの段階においても、裁判長のもとに届いております。

○山井委員 これは、一度和解案が出たら、本当に解決は難しくなりますよ。そういう意味では、今、裁判長に意思は届いておりますということをおっしゃいました。しかし、今もう新聞にも報道されております、東京地裁の

基準、これを内々に打診をしているという話はもう報道にも出ております。過去五回、いろいろな裁判がありました。東京地裁の基準のみならず、いろいろな基準があるから、東京地裁の基準にはこだわらない、うなずいておられますが、このことは大事なことです。答弁をお願いしたいと思います。

○舛添国務大臣 司法の判決は、五つすべて違います。司法や行政の下す判断と政治の判断は別のものである、そういうふうに確信しております。

○山井委員 消えた年金の問題、そして薬害肝炎の問題、これは非常に私は似ていると思います。本当に深刻な年金の問題、深刻な、命のかかった問題、それに対して大臣は、非常に原告や被害者の方々に対して期待を持たせる発言をされました。私は、その発言をされたことに関してはある意味では非常に感謝をしております。しかし、それが後になって実行できなかったということでは、それで済まないんですね。本当に多くの方々の命がかかった問題です。

そして、三百五十万人もの肝炎の患者の方々、薬害の方々は、先ほども言いましたように、この吉田さんのお写真を見てみても、昨日記者会見された御遺族の話聞いても、八十歳を過ぎた女性であったり、七十歳の男性であったり。本当はもっと多くの方々が肝炎で苦しんでおられるんですよ。しかし、表には出られないわけです。体調が悪かったり、お仕事があったり、そういう中で、原告の方々が三百五十万人の代表者として今訴訟を闘っておられるわけです。そういう意味では、何としても全面解決をしていただきたい。

そして、年金に並んで、こういう大切な問題をも全く公約を守れないということであれば、民主党は、そんな言葉の軽い厚生労働大臣を認めるわけにはいきません。国民の怒りでもあります。問責決議やそういうことも含めて、約束を守れない大臣は決して民主党は許さない、そのことを最後に申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。